

建設委員会記録

開催日時 平成30年9月26日(水) 13:06～14:15

開催場所 第1委員会室

出席委員 8名

清水 勉 委員長

太田 敦 副委員長

大国 正博 委員

岩田 国夫 委員

乾 浩之 委員

国中 憲治 委員

新谷 紘一 委員

川口 正志 委員

欠席委員 なし

出席理事者 山田 県土マネジメント部長

増田 まちづくり推進局長

石井 水道局長 ほか、関係職員

傍聴者 なし

議 事

(1) 議案の審査について

議第78号 奈良県手数料条例の一部を改正する条例

議第86号 道路整備事業にかかる請負契約の締結について

報第27号 地方自治法第179条第1項の規定による専決処分の報告について

損害賠償請求事件について

損害賠償額の決定について

報第28号 地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告について

県営住宅家賃の滞納者等に対する住宅明渡等請求申立てに関する訴訟事件について

自動車事故にかかる損害賠償の決定について

(2) その他

<会議の経過>

○清水委員長 ただいまから建設委員会を開会いたします。

理事者側におきまして、青山まちづくり推進局理事が厚生委員会出席のため欠席されておりますので、ご了承ください。

また、本日、傍聴の申し出がありましたら20名を限度に入室していただきますので、ご承知ください。

それでは、案件に入ります。

まず、付託議案の審査を行います。

当委員会に付託を受けました議案は委員会次第に記載のとおりでございますが、議第78号、奈良県手数料条例の一部を改正する条例、議第86号、道路整備事業にかかる請負契約の締結について、及び専決処分の報告が2件でございます。

審査に先立ち申し上げておきますが、委員長報告は、正副委員長会議の申し合わせにより、付託を受けました議案の審査結果についてのみの報告となりますので、あらかじめご了承ください。

なお、議案の詳細説明につきましては、9月7日の議案説明会で行われておりますので、省略いたします。

それでは、付託議案について、質疑があれば発言を願います。

なお、その他の事項につきましては、後ほど質疑を行いますので、ご了承ください。

付託案件については、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

では、付託議案についての質疑を終わります。

続いて、付託議案について、委員の意見を求めます。ご発言をお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議題78号、議題86号及び報第27号中、当委員会所管分については、原案どおり全会一致で可決または承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議がないものと認めます。よって、本案は、いずれも原案どおり可決または承認す

ることに決しました。

次に、報告案件についてであります。報第28号中、当委員会所管分について、理事者より詳細な報告を受けたこととさせていただきますので、ご了承をお願いいたします。

これをもちまして付託議案の審査を終わります。

次に、その他の事項に入ります。

まず、まちづくり推進局長から、高齢者居住安定確保計画の改定ほか1件について、報告を行いたいとの申し出がありましたので、まちづくり推進局長から報告願います。

○増田まちづくり推進局長 それでは、まちづくり推進局から2点、報告いたします。

まず、報告1、高齢者居住安定確保計画の改定についてご報告いたします。本県では、高齢者の居住の安定確保に関する法律第4条の規定を受けまして、平成26年9月に高齢者居住安定確保計画を策定しましたがけれども、その計画期間が今年度末までであることから、今般見直しを行うものでございます。

本計画は高齢者の住まいに関する施策をまとめたもので、高齢化の進展や奈良県住生活ビジョン、奈良県高齢者福祉計画及び第7期奈良県介護保険事業支援計画を踏まえた改定骨子案の検討を進めております。改定骨子案では3つの施策、高齢者の住まいの支援、高齢者が地域に住み続けるための支援、地域の特性に応じた支援を定め、検討しているところでございます。

今後のスケジュールといたしましては、有識者による住生活推進委員会等で検討を進めた上で、12月議会に改定素案をご報告し、パブリックコメントを経まして、奈良県の県行政に関する基本的な計画等を議会の議決すべき事件として定める条例第3条に基づきまして、2月議会に付議させていただきたいと思っております。高齢者居住安定確保計画を改定したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、県営住宅家賃の滞納者等に対する住宅明渡等請求申し立てに関する訴訟事件の状況について、地方自治法第180条第1項の規定によりまして、専決処分事項として議会で報告させていただいている訴訟事件の状況でございます。訴訟の申し立てを行った件数は、平成29年度は合計16件、それから平成30年度は現在のところ7件となっております。係争中、和解等を除いた判決結果は、いずれも本県の主張が認められております。以上でございます。

○清水委員長 ありがとうございました。

では、ただいまの報告またはその他の事項も含めて、質問があればご発言をお願いしま

す。

○**国中委員** この高齢者が住むという中で、まちづくりに関連して、例えば、ここに書いてある高森のいえのように、まちづくりをした中での高齢者に対しての支援なのか、それとも今現在、たくさん高齢者が住んでおられますが、ひとり住まいや、それこそ老老介護をしている家族もあればいろいろありますが、これをどう限定していくのかを教えてください。

○**塚田住まいまちづくり課長** ただいま高齢者の居住安定確保計画について、まちづくりに関する内容なのか、また高齢者一人ひとりに沿った、老老介護といった問題に対する対応なのかというご質問がありました。

本計画は、大きく3つの項目で構成したいと考えております。

1つ目の高齢者の住まいの支援は住宅単体で、一戸建て住宅や共同住宅、また持ち家ではなくて借家住まいの方もいらっしゃると思うのですけれども、そういった県民の方が住んでいる住宅そのものに対する支援ということで、1番に、書かせていただいております。

今、国中委員がおっしゃったことは2番の内容になってくるのですけれども、2番は住宅の周辺環境に関する施策になっております。そのうち(1)番については、医療・介護・生活支援ということで、住宅だけでは高齢者の方が住んでいくことが難しい。介護やちょっとした見守りや、お買い物のときに手伝ってほしいといった、いろいろなニーズもありますので、そういったことに関して支援する施策をまとめていきたいと考えております。

まちづくりに関しては、2の(2)番、高齢者の暮らしを支えるまちづくりの推進ということで、例えば当課であれば、県営住宅の建てかえに伴って、余剰地に高齢者支援施設等の導入を桜井市と検討しているところですが、住宅にそういった介護、医療、福祉に関する施設を近くに置くことで、高齢者も含めた多世代の方が住みやすいまちづくりをしていきたいと考えております。

3番目は、奈良県の地域の特性に応じた支援策を再構成したいと考えております。

○**国中委員** 例えば私の村は、60戸あり、半分以上がひとり住まいですが、支援はできますか。お題目は、大変いいのでこうしてあげてほしいです。これは、窓口は、どこになるのですか。あなた方が奈良県中全部行くのですか。

○**塚田住まいまちづくり課長** 住まいに関しては、住まいまちづくり課が窓口になります。先ほど言った医療、介護、生活支援に関しては、福祉部局と、例えば介護保険課や地域包

括ケア推進室とお話しをしながら検討を深めていきたいと考えております。

まちづくりに関しては、当課の分もありますけれども、ほかで担当してる部分もありますので、そういった課とも、この計画をつくっていく中ではいろいろな調整を図っていきたくて考えております。

○**国中委員** 奈良県政が主体で奈良県全体のひとり住まいの老人対策をするというのは、無理ではないですか。町村と連携しなかったら無理ではないですか。これは、皆さん実現可能だと思いますか。細かいことを言うわけではないけれど、この構想は物すごくいいと思う。しかし、住まいまちづくり課長、実際に実施していくためには、無理があるのではないですか。できますか。

○**塚田住まいまちづくり課長** 市町村との連携に関しては、国中委員のおっしゃるとおりで、まさに介護の分野は市町村が主体となっております。例えば私どもでいえば県営住宅の管理をやっておりますけれども、県営住宅の住民の方に何かあった場合は、市町村の方々と連携を図らせてもらっています。例えば生活保護課とか、介護関係の部署と連携を図らせてもらっているんで、やはり現場は市町村なしでは動けないと考えております。今は施策ばかり並べているのですけれども、今後検討を深めていく中で市町村への照会等も行うことで、市町村との役割分担や連携の仕方も考えていきたいと思っております。

これが全部できるかというところに関しては、国中委員のおっしゃるとおりで、申しわけないのですが、なかなか全てに関して一度にすることは難しいと思っておりますけれども、まずは今やっていることがありますので、例えばまちづくりに関しては、既に県営住宅のまちづくり等を始めているところがありますし、ほかの課の分に関しても、それぞれ既に取り組んでいるものがありますので、そういったところについて、この計画をきっかけに意味があるということを少しずつ再認識していただいて進めていくのが一つだと思っております。

それから、もう一つ、これを機に円滑な住まいの確保の支援ということで、1の(3)に少し書かせていただいているのですけれども、住情報の一元的な情報提供や多様な主体による居住支援の促進ということで、県だけですとマンパワーも足りないんで、社会福祉法人やNPO法人など、民間でも高齢者の支援を行っているところがありますので、そういったところの力もおかりしながら少しずつ、この計画をきっかけに、お話しする機会をふやして、うまく住まいと福祉の連携を図っていければと考えております。

○**国中委員** 先ほどより住まいまちづくり課長から県営住宅という言葉が何回も出てくる

けれども、県営住宅を対象にするなら、これはおかしいのではないですか。例えば、できたら私の村を、モデル地区にして、全部一度このとおりのことをしてくれますか。私は、村に帰って報告します。まちづくり推進局長どうですか。

○増田まちづくり推進局長 町をそのとおりでできるかという、今、住まいまちづくり課長が述べましたように、市町村、それから民間も含めて協力していかないと、全て前を向いていかないと考えていますので、この中で、全てができるということではないかもしれませんが、それも含めて、今後、議会に案を出す際に議論していきたいと思います。

○国中委員 全てができないという前提のもとで、このようなものは出すべきではないでしょう。サービスを受ける人とサービスを受けない人が出てきたらどうなるのですか。細かいことを言って悪いけれど、この大変な計画を、私は賛成しているのです。しかし、果たして実施するときにはできるのかどうかと、無理があるのではないのかと私はいつているのです。

水道局長は、いますか。この問題についてどう思いますか。客観的に一度答えてください。担当者は、以前から練りに練っているでしょう。

○石井水道局長 申しわけございません。この計画の改定についての報告を初めて見させていただいて具体的にこれが実施可能かどうかという判断は、今、この場では私にはできません。

○国中委員 次までに考えておいてください。

○石井水道局長 はい。これに向けて努力をする目標として整理をされておられるのだと理解しております。

○国中委員 その理解をしているのは私と一緒にです。私は、全体的に反対もしていないし、これはすばらしいと思うのだけれども。これから実施計画をしていくために、どうするかということ、もっと練ってから提出すべきと違うのかと思っても、誰の発想かわからない。次の機会に水道局長にこの続きを聞かせてもらうので、大いに練ってください。もしかしたら、県土マネジメント部長に聞くかもしれない。

これで終わります。しっかり頑張ってください。

○清水委員長 ほかにございませんでしょうか。

○大国委員 私から2点質問、1点要望という形で行わせていただきます。

今、国中委員からもお話がございましたが、この高齢者居住安定確保計画の改定について、私もこれを見て、必要な計画だと一瞬思いましたけれども、中身を見ると、部局横断

でやらなくては、また、この計画によって奈良県がよくなったかという検証までどのように持っていくのかということを感じたわけでございます。例えば、この1番は、住まいまちづくり課で主にできることが多いと思いますけれども、2番目の高齢者が地域に住み続けるための支援というのは、明らかにこれは福祉部局がやっていらっしゃることで、例えば医師確保、介護人材の確保等々、本当にどうするかという大きな県政課題の一つかと感じております。

また、奈良県も全国も2025年を目指して、例えば地域包括ケアシステムの構築というものに一斉に取り組んでいるところですが、現実には、先ほどもお話がありましたけれども、地域によって地域包括ケアシステムの中身は全く変わってまいります。地域の特色を生かしながら高齢者も、また地域のお住まいの方も含めて、住み続けられる地域をどう構築していくかということで、例えば施設型から地域型へ変わってくるといった話があるわけでございます。そういった意味では、奈良県高齢者福祉計画及び第7期の奈良県介護保険事業支援計画にまさにそのことが書かれていますが、その整合性をどうとっていかれるのかが非常に心配になってくるわけでございます。

1点目は、この計画の策定に当たっての福祉部局等、関係部局との連携をどのようにしていくのか、また策定後の連携について、当然つくったからもう終わりということではなくて、策定後、どのように進捗を確認していかれるのかをお尋ねをしたいと思います。

○塚田住まいまちづくり課長 福祉部局との連携についてお答えします。福祉医療行政では、在宅医療、在宅介護の推進に取り組まれていることが関係課と議論していく中でわかってきているところですが、そういった取り組みの中で、住まいの安定確保は重要なポイントになると考えております。地域包括ケアのよくある絵なのですが、住まいが植木鉢になっていて、日常生活支援が土になっていて、医療・介護が芽になっているのですが、住まいは器ということで、重要なポイントだと考えております。

しかしながら、高齢者が住みなれた地域で住み続けるためには住まいの確保だけでなく、地域で安心して医療・介護等の支援サービスを受けられることが必要だと考えております。当計画の改定に当たって、医療・介護保険局との検討会を設置してございまして、高齢者の住まいだけでなく、高齢者が安心して暮らせるための環境等に関する課題やその対応について、議論を進めております。

今後、高齢者など、福祉の観点からの住宅政策を専門とされている学識経験者もおられる奈良県住生活推進委員会での議論も踏まえながら、医療・介護保険局との連携を密にし

て改定案の検討を進めていきたいと考えております。

続きまして、改訂後の施策の進め方について回答します。現行計画の取組の中でも、平成28年度に奈良県居住支援協議会を設立しております。こちらは、県及び市町村の住宅部局と福祉部局、さらに奈良県社会福祉協議会等に参画していただいております。最初の取組として、住まいまちづくり課の関係になってしまうのですが、県営住宅の入居募集案内を市町村の住宅部局だけではなく、福祉部局にも配付させていただくことで、住まいに困っておられる方にも情報が届きやすい仕組みを構築させていただいております。これら住まいの確保に関する支援に加えて、医療・介護サービス等の生活支援サービスを高齢者に対して提供する機会をふやすとともに、その環境整備を図っていくことが重要ではないかと住まいまちづくり課では思っております。現在、検討している計画を改定した後は、今取り組んでいることをベースに医療、福祉部局との連携がさらに発展的かつ具体的な取組になるよう、また今後の施策のフォローアップの方法もあわせて検討して、実効性のある計画をつくってほしいというお言葉をいただいておりますので、そういった計画になるように取り組んでいきたいと考えております。

○大国委員 ありがとうございます。

9月議会では、骨子案をご報告いただいておりますが、12月には素案が出てくるというところであります。また、今後、当委員会でも十分に、議論していきたいと思っておりますけれども、まさに今、住まいまちづくり課長がおっしゃったように、住まいというのは本当に根本的な課題でございます。今後住んでよしと言われるための柱になる計画と感じたところでありますので、しっかりと推進をお願いしたいと思います。

次に、路面下の空洞化調査について、お尋ねをしたいと思います。

県ではこれまで何度か奈良県内の指定した場所で調査等を行っていただいております。私も何年前に立ち会わせていただき、1時か2時ぐらいでしたけれども、夜中に立ち会わせていただきまして、これほど、ふだん走っている道路の地下に空洞があるということを知ったところでもございます。全国各地で路面下の空洞化がますます大きな課題になるということで、県でそういう取組をしていただいていることには非常に敬意を表したいと思います。

その上で、これまで行ってこられた調査を踏まえて、今後どのように進めていかれるのかという質問であります。ただし、この調査は当然見えないところの空洞を調べていただいていることもありまして、発見できるかどうかの一つ。

もう一つは、穴をあけてみて、本当に穴があいているのか、空洞化になっているのかという具体的な話や、的中率も非常に重要なところでございまして、九州の熊本河川国道事務所発注の平成28年度の工事におきまして、事例がありましたので少しご紹介をしたいと思いますけれども、一旦は受けた業者が調査をしたが、その後、専門家による検証委員会が、恐らく何かおかしいと思われたのでしよう、疑問を持たれまして、空洞可能性箇所として抽出すべき箇所の抽出がなされていない箇所があったということもありました。全ての異常信号を検出するという特別仕様書に定められた契約条件を満たされていないということで指名停止になったという記事が出ていました。奈良県がそうだとはいいませんけれども、今後そういうことも視点に置いていただき、しっかりと調査していただき、その技術もよく検証していただくのは非常に重要と思います。先ほども申し上げましたように、これまでの調査を踏まえて、今後どのように取り組んでいかれるのかお尋ねしたいと思います。

○上村道路管理課長 県管理道路において行われている路面下空洞調査の調査結果と、どのように進めていくのかというご質問をいただきました。

本県においては、県管理道路約2,020キロメートルのうち、都市部の地下占用物件の多い区間である約140キロメートル及び河川洗掘により道路陥没の危険がある区間である約210キロメートルを対象に路面下空洞調査を進めることとしており、その対象路線において、緊急輸送道路や交通量等の路線の重要度をもとに優先順位を設定し、順次調査を進める予定としております。

平成28年度は、都市部で地下埋設物の多い幹線道路として、大宮通りの県庁東交差点から阪奈宝来交差点までの約6キロメートル区間において、全車線にわたり路面下空洞調査を行いました。路面下空洞探査車による一次調査と削孔による二次調査の結果、5カ所の空洞が確認されましたが、その深さや規模、形状から、路面陥没につながるようなものではありませんでした。

平成29年度は、河川構造物の背面からの土砂の吸い出しが懸念される兼用護岸となっている道路、約8.7キロメートル区間において調査を行い、3カ所の空洞が確認されましたが、平成28年度と同様に、路面陥没につながるようなものではありませんでした。以上です。

○大国委員 調べていただいたところは大きな陥没には結びつかない空洞であったということでありまして、これだけ雨が降り続いたり、ことしは異常な気象でありま

すし、地震等、状況が刻々と変わってきていると思います。何よりも路面下というのは見えないところがございますし、加えて下水道管の老朽化等による破損によって空洞が生まれることも考えられますので、しっかりと引き続き取り組んでいただきたいと思います。また国の補助金等も使って計画をされていると認識はしておりますけれども、要は先ほども申し上げたように、本当にその後の検証ということも少し念頭に置いていただいて、当然県民の税金を使って調査するわけでございますので、空洞化の可能性のあるところが全てきちっと抽出されたということが一番望ましいわけでありますので、しっかりとそういう意識を持ってお願いしたいと思います。

最後に、これは、要望でございますけれども、本会議でも河川の堆積土砂等々のお話もございましたが、県内で道路の傷んでいるところ、そして白線が消えているところが、たくさんあると思います。夜になると、路肩も見えないところもあるように聞かせていただいております。速やかに危険箇所から改善をしていただいておりますけれども、まだまだ追いついていないのが現状と思います。

そこで要望でございますけれども、国は2013年を社会資本メンテナンス元年ということで、前国土交通大臣を先頭に取り組んでいただいておりますけれども、奈良県も、例えば何年か集中期間を一旦設けるぐらいの気合いで道路の点検、特に、先程は地下でしたけれども、今度は路面の白線も含めた調査を一度してもいいのではないかと考えておまして、ぜひともご検討いただきたいと思います。次の委員会でもまたご答弁をいただきたいと思います。きょうは要望にとどめておきますけれども、あまりにも多過ぎるという意見がたくさん、私のもとには届いております。予算の中で大変厳しい状況と存じますけれども、思い切ってそういった提案をさせていただきたいと思っておりますので、ぜひともお受けとめいただければと思います。よろしくお願ひします。

○清水委員長 では、その他ございませんでしょうか。

○乾委員 きょうの一般質問で広陵町の第二浄化センターのことをいろいろと質問させていただきましたが、その中で道路の管理について教えていただきたい。この第二浄化センターの外周道路は町道になっているけれども、県に移管して、県で管理していただきたいという要望も広陵町から長年出ているわけです。第二浄化センターを建てるときの外周道路なのに、なぜ広陵町が長年この道路を管理しているのかもわからない。そして第二浄化センターと外周道路の歩道の間に草が生えている。ここはウォーキングと自転車道が一緒に重なっているところですが、草の管理が行き届いていないのか。広陵町がしなければなら

ないところはあるし、県がしなければならないところもあるから、どちらかがするだろうということではあったらかしになっているのと違うのかということもありますから、それを一度広陵町と協議をしてもらって、どういう形にしていくか、また長年町から要望のある外周道路を県に移管することも踏まえて、一度相談していただきたいという要望だけしておきます。

そしてまた、これも要望になるのですが、引き続き第二浄化センターについてです。きのうも質問しましたけれども、産廃処分費として、年間6億円のお金が外へ出ていっているわけです。それを、消化タンクを設置することで3割減になるということは、単純計算でも年間1億8,000万円ほどが助かっていくわけですから、長年そのまま続いていけばいつかは、ペイできると思います。いろいろなやり方はあろうと思いますけれども、これもコストダウンの一つの策だということで、周りの6町の協議会に相談していただいて、今後の取組も一生懸命やっていただきたいということで要望しておきます。

道路の維持管理のことは県でやっていただけたら、草刈りも一つでもおさまるので、よろしくをお願いします。

○清水委員長 要望ですね。

○乾委員 はい、要望だけです。

○清水委員長 ほかにございませんか。

○川口（正）委員 私は一言居士ですから、せっかく意見が出ている関係もあるので苦言を申しておくわけですが、この住宅にかかわる高齢者居住安定確保計画は、やらなければいけないし、どんどん進んでもらわないといけない。しかし、我々がいろいろ意見を出すと、やろうと思ったけれども、何か足を引っ張られているような思いで物事を捉えられると困るわけです。つまり、我々の申し上げたいのはパフォーマンスで終わったらだめだということです。具体的な実績を上げなければいけない。だから、今までの計画にかかわって、その計画の年期が来た。それなら、実績はどうだったのかと。取組はやったけれども、うまくいかなかったのかという総括をして、反省すべきこと、つまり、捉えなければならない課題は何なのかということを明確にしながら、そしてまた、関連機構、関連組織との連係プレーも総合批判が積極的に出されるべきです。我々はいいい気分で行っているけれども、福祉はぐずついておりますというような、責任のなすり合いが起こらないように、体制をつくらなければいけない。ここに有識者による住生活推進委員会を持つということ、その構成メンバーは一体どういうメンバーなのか、これでいいのかどうなのかということ

も含めて、十分吟味、検討なさるべきであろうと思います。釈迦に説法だと思えますけれども、パフォーマンスに終わらない計画を積極的に練って一生懸命やってください。決して足を引っ張っているものではなく、我々はこんなにあれもこれもありますと課題を挙げている。住宅対策についてあれもこれもいろいろと問題はあり過ぎる程あり、なかなか口で言うほど手がつけれないこともわかっているわけです。わかりつつも、問題は出し合わなければいけないということでご理解を願いたいと思います。

それから、きょう、報道資料を見ました。これは台風19号、20号、21号による災害の激甚災害の指定見込みについてということで、農林部のほうから出ています。激甚指定ということだから、我々の頭では、何故農林だけが激甚指定なのかと、何故土木からは出てこないのだろうという、直観的な感情が出てくるわけです。これはどうなっているのかということです。ここで激甚災害に指定される見込みとなった旨、内閣府防災担当より情報提供があったということで、災害というものは農林土木に区分けするものかということが1点疑問なので教えてもらいたいと思います。ここには市町村を対象とした特激として指定、農地、農業用施設、水路、農道、ため池等、林道の災害復旧事業等にかかわる国庫補助率のかさ上げという内容です。だから、土木に関係するものは激甚災害に指定されるような箇所はございませんでしたということになるのか、また激甚指定というのは一体どういうことを基準にして結論が出されるのかということについて我々もやはり知っておきたいと、きょうの報道資料を見て、あえて尋ねるわけです。

○加藤県土マネジメント部次長（砂防・災害対策担当、砂防・災害対策課長事務取扱）

激甚指定についてのご質問がございました。済みません、手元に本当は正確な資料を持って私も理解していなければいけないところですが、ただ今、手元にございません。大変申しわけございません。

基本的には各市町村の税収に対して、農林水産業、また私たちの県土マネジメント部という土木施設の被害が、残念ながら縦割りになっておりまして、その被害額が何割に達したら激甚なり局激の指定に当たるという形になっております。

今回、県土マネジメント部が所掌しています土木施設に関しては、例えば昨年度の10月22日に非常に大きな台風である台風20号がございましたが、山添村や、五條市、下市町など、ある程度大きな土木施設の被害があったところについては局激の指定を受けておりますが、今年度におきましては、土木施設の被害は、市町村ではそれほど大きいものがございませんので、そういう指定がなされていない状況になっております。

どのような基準になっているか、詳細につきましては、委員の皆様にお届けさせていただきたいと思っております。

○川口（正）委員 お互いに災害にかかわって、いろいろな神経をとがらせている。皆さんもとがらせているけれど、我々もとがらせているわけです。だから、激甚指定をされなければならないほどの災害があることも不幸なことで、やはり残念なことですけれど、我々はいろいろな意味で大きな災害があったという気持ちにあるわけなので、報道資料は、こういう報道発表の仕方もあるのだろうけれども、少なくとも、農林部にかかわって、道路は関係ないのかと、我々が不思議な気持ちにならないような報道発表、あるいは伝達をしてもらいたいということだけ要望しておきます。お互いの神経を安心をさせる努力をしてもらいたいわけです。

○清水委員長 では、激甚災害の認定要件について、各委員に資料提供をよろしく願いたします。

ほかにございませつか。

○新谷委員 要望を申し上げておきたいと思うのですが、特に電車が通っていないところは、道が命、車が命です。そして、ガソリンの値上がりは到底辛抱できません。高いお金を払って、今まで108円ぐらいであったものが、140円、150円という価格に上がってきました。

今お話しさせてもらったように、電車が通っていませんから。車がなかったら生活ができないのが私どもの大和高原です。そんなことで、朝から地元の興善寺の周辺の水路は前からお願いはしてあるのですが、残念ながらいまだその解決は図れておらず大変傷んでおりまして、きょう、自治会長さんをはじめ、奈良市の土木関係の皆さんも呼んでくれていて、私は、用事があっておくれていったのですが、現場まで行ってお会いすることができました。朝から二、三時間かかったのです。

それで、お願いをしたいのは、水路の水の処理ができていないことについてです。これは、前から知事にもお願いをしてあるのですが、残念ながら実際に手をつけていないのが現状でございました。かなりの水が流れておりますし、きょうのような雨のときは、水がかなり集まってきている状況ですので、皆さんには日ごろから道路のことについてお願いをし、お世話になっているのですが、どうぞこの水路の後の処理を特にお願いしておきたいと思っております。白石地区の自治会長に聞いてもらえばわかると思うのですが、確認をしてもらって、対応をお願いします。設計を間違わないようにしてほしいと思っておりますのは、そ

の道路をバスが通っています。工事中は通行どめにしてもいいから、一つ穴があいているようなものがありますので、下は広くして、表のところはバスが通っても大丈夫なような、上を30センチか40センチぐらいにして、下のほうはもっと大きな水処理するパイプを入れてもらいたい。ここだけではないのですが、実際に工事をしなければならないところはいっぱいあるのですが、お世話をかけますけれども、特に今申し上げました地域については、前にも聞いているし、最優先でご配慮いただきますようお願いいたします。特に奈良土木、宇陀土木もその点をよくご理解をいただいて、最優先でその処理をしてもらわなかったら、これは大変なことだと思っています。今申し上げましたところは、最優先でしてほしい。

以上、何かあったらお答えください。

○清水委員長 土木事務所は来ていないですけど、場所はおわかりになりますか。災害の未然防止ということで、新谷委員から言われていますけれど。土木事務所と協議をしていただけたらと思います。

新谷委員、よろしいですか。

○新谷委員 意気込みだけ言ってください。

○荒県土マネジメント部理事兼まちづくり推進局理事 奈良土木事務所ともしっかり連携していきたいと思います。

○清水委員長 ほかにございませんか。

○太田副委員長 2点質問させていただきます。

一般質問でも取り上げさせていただいたのですが、まず、水道の問題なのですが、県営水道の職員が減っているということで、数字も上げさせていただいたのですが、1998年が131人で、2017年が74人という状況になっております。私はこの専門職の技術の継承がこの少なくなっている人数の中で一体どのようになっているのか、技術の継承と確保はどのようになっているのかについてお伺いをしたいと思います。

○浅田水道局次長（水道局業務課長事務取扱） 水道局の現在の技術者の状態と技術継承についてですけども、平成30年現在、水道局の職員は75名でございます。県営水道は平成10年ごろより、それまでの建設拡張の時代から維持更新の時代に移行してきたところがございます、それに伴いまして、最大133名おりました職員も漸次減少させてきております。今後も一元的な管理体制のもとで、業務の効率化、省力化を進めていきまして、柔軟に組織改編を行いながら、水道の維持更新に適切に対応できるような体制を維

持していきたいと考えております。

それから、技術継承ですけれども、拡張事業を経験しましたベテランの技術職員は、今後、まだ退職が続きます。今後は技術職員が対応すべき業務を整理した上で、若手職員を中心に技術継承を継続していく考えでございます。具体的な取組といたしましては、職場での業務におけるOJTや定期的な事故や災害の訓練、また、国立保健科学院や日本水道協会などの外部研修の活用、業務のマニュアル化などにより、技術継承を今後とも進めていきたいと考えております。以上でございます。

○太田副委員長 先ほどの話の中でも、人口減少と、水需要が減少していくことも大きな起因の一つではないかと思っております。

こうした中で、今後の水需要と経営の見通しについてどのようにお考えなのか、あわせてお伺いしたいと思います。

○郡水道局総務課長 今後の水需要と経営見通しについてお答えさせていただきます。

奈良県におきましても、人口減少等に伴う水需要の減少が見込まれる中、県営水道と市町村水道が共同して水道資産を県域全体で最適化し、将来も安定して水道水を供給するため、県域水道ファシリティーマネジメントに積極的に取り組んでいるところでございます。その結果、県営水道への転換が進展いたしまして、配水収益が増加し、県営水道は比較的安定した事業運営が行えており、現時点での見通しでは、今後10年程度は安定した事業運営が継続できるという見込みを持っております。さらに、今後も県域水道ファシリティーマネジメントを推進することで、県営水道と市町村水道がともに更新投資や維持管理費コスト縮減を図ることにより、少しでも水道料金の上昇を抑制できるものと考えております。水需要は今後も減少が見込まれておりまして、県営水道だけでなく、市町村水道も同様の状況でございます。県域水道一体化に向けて検討を進めることにより、これからも安定経営のもと、水道水の安定供給に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○太田副委員長 これから給水人口も減っていくということで、広域化により水源を見直して統合していくことも整理の方法の一つのようにもおっしゃっております。しかし、先日も述べさせていただいたのですけれども、この間の西日本豪雨などによる断水などの災害時の想定で、複数の水源を有していくという観点もあろうかと思うのですけれども、先ほどのお話の中では、水道局として一体化を進めていくということなのですが、水源をどう確保していくのかというバランスについてはどのようにお考えなのか、その点について

お伺いをしたいのですが。

○浅田水道局次長（水道局業務課長事務取扱） 一体化の検討につきましては、市町村水道と共同で行っております。その中で、市町村が独自で水源をどうするかという判断もされておりますので、自己水を残す分は残していくという形で調整を図っていきたいと考えております。以上でございます。

○太田副委員長 私がいろいろと見ておりますと、一体化に向けて、例えば自己水をそのまま続けたら、実際にはこれだけ経費がかかるけれども、県営水道にすることによって経費削減できますということで、現在、一体化が進んでいると思うのですけれども、例えばリスク回避という観点で、水源を自分のところで確保することに関しての何か考察といえますか、その点の知見といえますか、そういったものの、例えば積み上げといったものは何か示せるようなものがあるのでしょうか。

○浅田水道局次長（水道局業務課長事務取扱） 今、手元にはないのですけれども、一体化に向けては水源のコスト比較をさせていただいています。そのコストの中には当然、リスク対応のコストも入ってきておりますので、それも含めてのコスト比較という形で今進めております。以上でございます。

○太田副委員長 私が心配しますのは、香川県がもう既に一体化が進んでおりますけれども、それぞれいろいろな事情があって、一体化に入りたいところもあれば、入りたくないところもあるというお話も聞いていたのですけれども、来年にはこの一体化推進協議会がもう奈良県でもできるということで、その中で、どれだけそれぞれの市町村の思いが反映されるのかということが一つ課題になってくるかと思えます。総務省から出している資料を見ておりますと、効率化ということで進んでいくところに少し今心配をしているところです。先ほど浅田水道局次長からもリスク回避という観点でお話がありましたので、その点でこれまでのどういう議論や考察の積み上げがあるのかについて、資料をお示ししていただきたいと思えます。

2点目ですけれども、地元のことで申しわけないのですけれども、今、県が大和高田市と進めておりますまちづくり連携協定は、現在、どのように進捗しているのか教えていただきたいと思えます。

○加納地域デザイン推進課長 大和高田市とのまちづくり連携協定の進捗状況についてお答えさせていただきます。

大和高田市とは平成27年7月にシビックコア周辺地区、近鉄大和高田・JR高田駅周

辺地区、近鉄高田市駅周辺地区、常光寺池公園周辺地区の4地区においてまちづくりに取り組むことを定めた包括協定を締結しております。このうち大和高田市では、老朽化した市庁舎の建てかえが喫緊の課題となっているシビックコア周辺地区を優先的に進めたいと考えており、この地区について、昨年10月にまちづくりのコンセプトや基本方針、基本となる取組などを定めたまちづくり基本構想を策定し、基本協定を締結したところでございます。

現在、この基本構想の実現に向け、取り組む事業の具体的な内容や事業主体、スケジュールなどを定めるまちづくり基本計画を市とともに検討しているところでございまして、検討に当たりましては、地域住民から意見やアイデアを聞く市民ワークショップをこれまで3回開催しており、ワークショップでの意見も踏まえながら、学識経験者、各種団体、関係機関から構成されるまちづくり意見交換会において議論を重ねているところでございます。

県としましては、早期にまちづくり基本計画が作成できるよう、今後も引き続き市と共同して取り組んでまいります。また、シビックコア周辺地区以外の3地区につきましても、早期に基本構想の検討に入れるよう、県からも市に対し働きかけてまいりたいと考えております。

○太田副委員長 ありがとうございます。シビックコアの周辺地区のお話がございました。その他のところについては、これから基本計画ということなのですが、近鉄大和高田・JR高田駅周辺地区は、基本計画の前段の状況で、何もまだ具体的なお話はされていないのでしょうか。

○加納地域デザイン推進課長 近鉄大和高田・JR高田駅周辺地区につきましては、現在、基本構想の策定に向けて、地区における課題抽出や、検討体制の整備に向けた検討を進めているところでございます。

○太田副委員長 先日も一般質問で取り上げさせていただいたのですけれども、JRのガード下の地下道の壁画についてです。この部分は県道ということで、県が所有しているということですので、県の許可を得てこの壁画の再生ということになっていくかと思うのですけれども、今から22年前に描かれた絵画を、これからまた新たに更新していこうと思ったら、当時の皆さんの思いもあろうかと思しますので、少し時間がかかっていくのかと心配をしているところです。再生したいというときは、当時の皆さんで、ぜひやりたいと言っている方がいらっしゃると思いますので、その点ではありがたいお話ですけれども、

大和高田市に要望しておりましたら、この県道の擁壁部は県の管理であるということですので、ぜひ県も協力をいただきたい。大和高田市の近鉄大和高田駅はまさに駅前の再編が行われておりまして、道路には先日冠水注意の表示もしていただきました。こういった流れもありますので、にぎわいづくりや、美しい景観の一助にもなると思いますので、県のほうにもこういった要望があるけれども、市としてはどう対応するのかという投げかけみたいな形で、本来、まちづくり連携協定は市のほうから発信があってという動きになるかと思いますが、ぜひその点、県のほうからも一声かけていただきたいと思うのですが、その点確認をしたいと思います。

○加納地域デザイン推進課長 県としましても、市と連携しながら、また市民の意見を聞きながら検討を進めてまいりたいと思います。

○太田副委員長 ぜひよろしく願いいたします。以上です。

○清水委員長 ほかにございませんでしょうか。

では、次に、委員長報告についてでございますが、正副委員長にご一任いただけますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

では、そのようにさせていただきます。

では、これをもって本日の委員会を終わります。お疲れさまでした。